

15. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止の為に対策を検討する委員会の設置、また定期的な研修の実施を行います。
- (3) 虐待防止の為に指針を整備しています。
- (4) 当事業所はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

令和 年 月 日

(乙)当事業者は、甲1に対する通所介護サービス・指定相当通所型サービスの提供に当たり、
□甲1・□甲2に対して、サービス内容及び重要事項を説明しました。

(乙) 事業者

事業者	住所	田辺市中万呂782-28
	法人名	株式会社 翔 栄
	代表者	代表取締役 小川 ひとみ 印
	電話	37-1115 FAX 37-1116
事業所	住所	田辺市中万呂570番地の2
	事業所名	フィットネス型デイサービス 未来
	説明者	印
	電話	34-2307 FAX 34-2308

(甲) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、甲からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲1) 利用者 住 所 _____
氏名 _____ 印

(甲2) 署名代行者又は家族 住 所 _____
(続柄) _____
氏名 _____ 印